

令和6年稲敷市農業委員会第9回総会

〔9月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出－中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程 9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
日程11 議案第7号 稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君

7番	篠崎 惣壽 君	17番	坂本 富男 君
9番	坂本 和夫 君	18番	川島 昇 君
10番	村山 文雄 君	19番	根本 脩 君

欠席委員

8番	村松 清美 君
----	---------

出席説明員

農業委員会事務局長	中島 臣哉 君
農業委員会事務局長補佐	宮本 祐司 君
農業委員会事務局係長	坂本 証 君
農業委員会事務局主査	久保田 健夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和6年9月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、8番村松清美委員1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん6名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は14番内田和新委員、15番山口和彦委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出－中間管理機構・円滑化団体の取得）について報告いたします。

申請番号1番 柴崎字上吉山、田1筆、1,180㎡、申請番号2番 柴崎字内海、他2地区、田5筆、14,982㎡、畑1筆、376㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書3ページから6ページまでの4件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書7ページから10ページまでの7件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号4番から7番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君）

11ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転4件、賃借権の設定1件でございます。

申請番号1番 脇川字新田、田5筆、4,529㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 境島字萩原、田11筆、9,791㎡についてでございますが、受人が営農を開始するために買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号3番 境島字川脇、他1地区、田19筆、畑2筆、19,759㎡についてでございますが、受人が営農を開始するため、賃借権の設定をするものでございます。

申請番号4番 上之島字上ノ島、他1地区、畑3筆、329㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号5番 江戸崎字外浦、田2筆、329㎡についてでございますが、受人が営農を開始するために買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。申請番号1番について、報告いたします。

9月1日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、乾燥機2台であります。なお、稲の刈取り作業は委託しております。農作業従事日数は270日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番から4番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号2番、3番について、報告いたします。

9月1日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は新規に営農を始めるために、田の取得及び賃借する予定であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、農業用自動車3台、草刈機6台を中川ファーム役員である境島の石田氏から借受するものであります。また、受人の農地所有適格法人要件は満たしております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号4番について報告いたします。9月1日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の

所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

続きまして、申請番号5番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号5番について、報告いたします。

8月31日に山口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモ、ジャガイモ、大根、キュウリ、ナス等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、管理機を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 14ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 椎塚字薬師平、畑5筆、1,358㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設用地。585Wパネル196枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。地役権の設定されている筆が2筆ございますが、東電用地株式会社に照会をかけており、許可見込みとなっております。

申請番号2番 中山字長畑、畑3筆、802㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設用地。580Wパネル132枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種と判断いたしました。

雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号3番 中山字長畑、畑3筆、2, 280㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル180枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号4番 江戸崎字児松、畑1筆、1, 922㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、590Wパネル180枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号1番について、去る4日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番、3番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号2番、3番について、去る4日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号4番について、去る4日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条(知事)」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 現況証明(農委処分)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第3号「現況証明(農委処分)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長(坂本 証君) 16ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明(農委処分)」

登記地目変更のための非農地証明書の交付34件でございます。

申請番号1番 阿波字二反田、他1地区、田1筆、畑1筆、1,670㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号2番 手賀組新田字秋塚、畑1筆、528㎡についてですが、昭和31年頃より宅地として使用しているとの申請になります。

申請番号3番 下君山字森戸台、畑2筆、920㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号4番 下君山字森戸台、畑1筆、273㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号5番 浮島字後九良辺、他1地区、畑2筆、250㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号6番 椎塚字浦向、畑1筆、59㎡についてですが、20年以上前より宅地の一部として利用しているとの申請になります。

申請番号7番 佐倉字思川、田1筆、244㎡についてですが、20年以上前より駐車場として利用しているとの申請になります。

申請番号8番 阿波崎字原山、畑1筆、621㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号9番から34番につきましては、すべて現況がゴルフ場用地としての申請となりますので、一括で説明させていただきます。阿波崎字原山、他19地区、田63筆、畑28筆、32,837㎡、昭和63年頃よりゴルフ場用地として利用しているとの申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。申請番号1番について、去る4日、黒澤委員と田仲推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号2番について、去る4日、根本委員と木内推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は昭和31年頃より宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。また、ハウスが建っていたので確認したところ、資材置場として使っているとのことでした。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番、4番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。申請番号3番、4番について、去る4日、村山委員と岡野推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。

申請番号5番について、去る4日、吉田委員と宮本推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号6番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号6番について、去る4日、宮本委員と木村推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は20年以上前から宅地の一部として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号7番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号7番について、去る4日、篠崎委員と山口推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。現地は、20年以上前から駐車場として利用されており、国土地理院発行の航空写

真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号8番から34番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。

申請番号8番から34番について、去る4日、坂本委員と鳥羽推進委員と黒田推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。申請番号8番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。申請番号9番から34番については、昭和63年頃からゴルフ場として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。現地は農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。墳本委員。

○11番（墳本典勇君） ゴルフ場の案件で教えてもらいたいのですが、昭和63年頃から地目が農地であったとのことですが、ゴルフ場が地目の変更をしないまま続いてきているのだらうと思うのですが、このゴルフ場だけでなく他のゴルフ場も同じような状況が考えられると思うのですが、どうなんですか。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 他のゴルフ場でもありえるとは思われます。

○11番（墳本典勇君） なぜ今になって変えようとしたのでしょうか。

○19番（根本 脩君） このゴルフ場は経営者が変わったことにより、きちんと整理をし管理していくということから今回の申請となります。

○11番（墳本典勇君） 他のゴルフ場でも地目が農地ということはあるのでしょうか。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 事務局では他のゴルフ場については確認をとっておりません。

○11番（墳本典勇君） わかりました。

○議長（根本 脩君） その他にはございませんでしょうか。

それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 29ページをお開き願います。

議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、2件、4筆、17,006㎡、再設定が、9件、27筆、41,944㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 36ページをお開き願います。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」についてでございます。

農用地利用集積等促進計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、新規設定が、5件、7筆、20,035㎡、期間満了に伴う再設定が、4件、29筆、60,750㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 41 ページをお開き願います。

議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

再転貸が 2 件、5 筆、13,729 m²の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上でお配りしております議案書の採決は終了いたしました。

ここで、事務局より追加議案「稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について」を上程したいとの動議がありました。稲敷市農業委員会会議規則第 10 条には、「動議は、出席委員の 2 分の 1 以上の同意がなければ、これを議題とし、審議することができない」とあります。委員の皆様にお諮りいたします。事務局からの追加議案の上程に同意する方は、挙手をお願いいたします。

（同意者挙手）

○議長（根本 脩君） 同意多数と認めます。よって追加議案を上程することに決定いたしました。

この後、事務局より追加議案書をお配りする準備をいたしますので、5 分ほど暫時休憩といたします。なお、本日ご出席いただきました推進委員の方々はここで解散となります。本日は、ありがとうございました。

日程 11 議案第 7 号 農地利用最適化推進委員の辞任について

○議長（根本 脩君） それでは、審議を再開します。議案第 7 号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

議案第7号「稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について」ご説明させていただきます。

去る令和6年8月23日に、新利根地区推進委員の古澤真和委員から、一身上の都合により稲敷市農地利用最適化推進委員の退職願が会長宛に提出されました。農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されております。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするために、提案をするものでございます。なお、一身上の都合についてお話ししますと、古澤推進委員が入院もしくは施設に入っているのではないかというお話しをお聞きしました。そこで本人に確認をしたところ、飲酒運転で逮捕されたとのことでした。一身上の都合は、正当な事由と判断して差し支えないと思われます。また、欠員補充につきましては、議決後にご説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を採決いたします。

本案は、辞任に同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 同意多数と認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

引き続き、今後の予定等について事務局より説明願います。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

ただ今の議決で、農業委員会の同意が得られたということになりますので、古渡推進委員は退任ということになります。欠員の補充についてですが、稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第10条に「推進委員の欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、後任の推進委員を委嘱することができる」と規定されております。また、農林水産省の見解としまして、「推進委員の欠員が生じたことにより担当区域の所掌事務を適切に行えなくなった場合には、速やかに推進委員を委嘱することが適当である」とあります。以上のことを踏まえ、本総会後に開催します運営委員会で協議させていただきたいと考えております。説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和6年9月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。

午後2時50分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

14番 委 員 内 田 和 新

15番 委 員 山 口 和 彦